

## 破砕業者許可申請提出書類一覧

NO.	添付書類	備考	新規	更新	事業範囲の変更	
①	破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の施設の構造を明らかにする図面については、積替え又は保管の場所を含むとともに、1/100～1/200程度の縮尺で作成して下さい。</li> <li>解体自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにして下さい。</li> <li>付近の見取り図は、最寄りの駅、幹線道路等を明記しながら、事業所の所在地を示して下さい。</li> </ul>	○	△	○	
②	施設の所有権（又は使用権原）の証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し。土地の登記簿謄本。使用済自動車等を運搬するための車両に係る車検証の写し。（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付）</li> <li>※所有権を有しない場合は、上記に加え借用契約書等の写し。</li> </ul>	○	△	○	
③	施設を設置する土地に隣接する土地所有者の承諾書	※公道等挟んでいる土地は不要	○	△	○	
④	事業計画書	解体自動車等を不適正に大量に保管している場合は、別に「事業計画書及び収支見積書」の提出が必要となる。	○	○	○	
⑤	収支見積書		○	○	○	
申請者が法人の場合（⑥～⑨）			-	-	-	
⑥	申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款又は寄附行為</li> <li>登記事項証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[住民票の写し]</li> <li>本籍（外国人にあつては国籍）の記載のあるものに限る。</li> <li>発行日より3ヶ月以内のものであること。</li> </ul>	○	○	○
⑦	役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し</li> </ul>		○	○	○
⑧	株主※	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し</li> <li>株主が法人である場合は、登記事項証明書</li> </ul>		○	○	○
⑨	政令使用人※	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し</li> </ul>		○	○	○
申請者が個人の場合（⑩～⑫）				-	-	-
⑩	申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※株主とは、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者をいう。</li> <li>※政令使用人とは、次に掲げるものの代表者をいう。</li> <li>①本店又は支店、②継続的に業務行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの（政令5条）</li> </ul>	○	○	○
⑪	政令使用人※	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し</li> </ul>		○	○	○
⑫	法定代理人（申請者が未成年の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し</li> <li>法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書</li> </ul>		○	○	○

⑬	申立書	・法施行規則第57条の2に規定する精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないこと及び該当するおそれがあるとして、県から審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出することを申し立てる書面。	○	○	○
⑭	欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書	・法62条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを証する書面。	○	○	○
⑮	標準作業書		○	○	○
⑯	他法令確認状況票		○	△	○

(注)○ … 必ず添付が必要なもの

△ … 該当する内容の変更がある場合のみ添付が必要なもの